

第 5

1. 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等に関する取得)の規定による届出について

(2) 農地の転用事実に関する照会書について

2. 議 事

(1) 議案第56号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第57号

農地法第4条第1項の規定による許可申請について

(3) 議案第58号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について

(4) 議案第59号

仙北市空き家に付属した農地の農地指定申請について

(4) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

局 長 浅 利 喜 一 郎 係 長 樫 尾 健

主 事 伊 藤 大 地

7. 書 記

主 事 伊 藤 大 地

8. 議事録署名員

13番 藤 村 紀 章

14番 辻 均

9. 会議の概要

議 長 ただ今から平成29年第12回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 それでは、本日の総会への出席委員は24名。欠席委員は3名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議 長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議無し』の声

議 長 それでは議事録署名員に13番藤村委員、14番辻委員兩名を指名します。会議書記には伊藤主事を指名します。

議 長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

浅利局長 《会務諸報告の朗読及び説明》(9時4分)

議 長 ありがとうございました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

浅利局長 報告1、農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、平成29年10月6日から11月9日まで4件の届出を受理したのち通知しております。報告1は以上です。

樫尾係長 報告2、農地の転用事実に関する照会が法務局より2件ありましたので報告致します。1件目の内容については、田沢湖〇〇地区内の登記地目が畑の地番について、宅地への地目変更となります。2件目の内容については、西木町〇〇地区の登記地目が田の地番について、宅地への地目変更となります。どちらも農業委員の立ち会いによる現地確認を行っており、その後、法務局へ回答しております。報告2は以上です。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第56号農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。なお、整理番号6番については追加案件としてお手元に資料を配付しておりますので、ご覧ください。

伊藤主事 それでは議案第56号農地法第3条の規定による許可申請について、内容の説明を致します。整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条所有権移転の案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さん、申請事由は農業の廃止及び経営規模の拡大となります。10㎡当たりの売買価格につきましては、〇〇円の総額〇〇円、自己資金での売買となります。

次に整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆、畑〇〇筆、合計〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条無償移転、生前一括贈与の案件となります。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は息子の〇〇さんです。申請理由は、後継者への一括贈与及び受贈です。

次に整理番号3番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積は〇〇㎡、3条有償移転の案件です。譲渡人は角館町〇〇

地区の〇〇さん、譲受人は同じく西長野地区の〇〇さんです。申請事由は、財産処分及び経営規模の拡大です。10㎡当たり〇〇円の総額〇〇円、自己資金での売買となります。

次に整理番号4番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条有償移転の案件です。譲渡人は整理番号3番と同じく〇〇さん、譲受人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は、財産処分及び経営規模の拡大です。畑10㎡当たり〇〇円、田10㎡当たり〇〇円と〇〇円、総額〇〇円、自己資金での売買となります。

次に整理番号5番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条有償移転の案件です。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は経営規模の縮小及び経営規模の拡大です。10㎡当たり〇〇円の総額〇〇円、自己資金での売買となります。

次に追加案件の整理番号6番について説明します。農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡、3条有償移転の案件です。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は高齢化による経営縮小及び経営規模の拡大です。10㎡当たり〇〇円の総額〇〇円、自己資金での売買となります。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番については、1番高橋委員からお願いします。

1番高橋 <<整理番号1番現地確認報告>>

議長 次に整理番号2番は、4番佐藤委員からお願いします。

4 番佐藤 議長 《整理番号2現地確認報告》
次に整理番号3番、4番については、26番鈴木委員からお願いします。

26番鈴木 議長 《整理番号3番、4番現地確認報告》
次に整理番号5番については、2番藤村委員からお願いします。

2番藤村 議長 《整理番号5番現地確認報告》
次に整理番号6番については、25番藤原委員からお願いします。

26番藤原 議長 《整理番号6番現地確認報告》
現地確認報告が終わりました。事務局より補足の説明があるそうです。

伊藤主事 整理番号2番についてですが、若手農業者へフロンティア研修などにより経営を開始される方へ5年間に渡り、国からおおよそ〇〇万円の交付金が出ることになっております。今回の〇〇さんの件ですが、主に経営農地が父親の所有農地が大半で、交付金交付期間中の5年間のうちに父親所有農地を息子へ権利移転をしてくださいと要件となっており、今回整理番号2番の申請があったところです。
補足説明は以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見質問等ございませんか。
『無し』の声あり

議長 無いですので、議案第56号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することにご異議ございませんか。

議長 『異議無し』の声あり
異議無しと認めます。議案第56号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することとします。(9時20分)

議長 次に議案第57号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを

上程します。事務局より説明をお願いします。

檜尾係長 議案第57号農地法第4条第1項の規定による許可申請について内容説明します。整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿は田、現況は畑、畑〇〇筆、〇〇㎡、事業主は角館町〇〇地区の〇〇さん、です。転用目的は車庫及び物置になります。転用理由については、現在、乗用車を4台所有しているが駐車場敷地が手狭であることから、カーポートを設置して2台分の駐車場敷地として利用するとのこと。備考欄のとおり、都市計画区域内用途地域となっております。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番につきましては、4番佐藤委員からお願いします。

4番佐藤 議長 《現地確認報告》
現地確認報告が終わりました。ご意見質問等ございませんか。

議長 『無し』の声あり
議長 無いですので、議案第57号については許可することにご異議ございませんか。

議長 『異議無し』の声
議長 異議無しと認めます。よって、議案第57号農地法第4条第1項条の規定による許可申請については許可することに決定します。(9時25分)

議長 次に議案第58号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定についてを、整理番号1を上程しますが、利害関係者の退席をお願いします。

議長 《24番糸井委員退席》(9時25分)

議長 それでは議案第58号整理番号1番について、事務局より説明をお願い

します。

伊藤主事 整理番号1番について、説明致します。農地の所在は、角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積は〇〇㎡、譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は、同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、売買価格は10㌦当たり〇〇円の総額〇〇円、自己資金での売買となります。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。整理番号1番について、質問等ございませんか。
「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第58号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてのうち、整理番号1番について、異議無しと認め、適正と判断することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって議案第58号整理番号1番については、適正と判断することとします。(9時27分)

《糸井委員入室》(9時27分)

議長 それでは整理番号1番を除き、一括上程します、説明をお願いします。

伊藤主事 整理番号2番以降は全て農地中間管理事業によるによる貸借になります。10月農用地利用調整会義にて問題ないと承認されているものでございますが、内容を説明致します。賃借人・借受人は全て公益社団法人秋田県農業公社、期間は10年2ヶ月となります。

整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、使用貸借の案件です。

次に整理番号3番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、

田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、10㌦当たり〇〇円の年額〇〇円。賃貸借の案件です。

次に整理番号4番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸人は西木町〇〇地区の〇〇さん、10㌦当たり〇〇円の年額〇〇円。賃貸借の案件です。

次に整理番号5番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸人は西木町〇〇地区の〇〇さん、10㌦当たり〇〇円の年額〇〇円。賃貸借の案件です。

次に整理番号6番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸人は西木町〇〇地区の〇〇さん、10㌦当たり〇〇円の年額〇〇円。賃貸借の案件です。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。整理番号2番以降について、質問等ございませんか。

23番大石 整理番号2番について使用貸借となっておりますが、物納の契約とこのことですが、詳細をお願いします。また4番から6番についても詳細をお願いします。

議長 暫時休憩とします。(9時30分)

議長 休憩以前に遡り、議事を再開します。(9時35分)

議長 ほかに質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第58号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認については、整理番号1番を除き、異議無しと認め、

適正と判断することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第58号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画については1番を除き、適正と判断することとします。

(9時37分)

議長 次に議案第59号仙北市空き家に付属した農地の農地指定申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

樫尾係長 議案第59号につきまして、内容の説明を致します。農地の所在につきましては、西木町〇〇地区、田〇〇筆、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有者及び申請者は角館町〇〇に在住の〇〇さんです。平成〇〇年及び〇〇年に贈与により申請農地について取得しております。但し、申請者につきましては仙北市〇〇に在住しており、現在は空き家となっております。その為、今回仙北市空き家情報登録制度を活用し、仙北市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準により、所有者から空き家に付属した農地指定申請書が申請されております。この空き家につきましては、まだ購入等の希望者が出ておりませんが、登録を行い、希望者が出ることを待つとのこととします。説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。ここで現地確認報告を12番門脇委員にお願いします。

12番門脇 ≪現地確認報告≫

議長 現地確認報告が終わりました。議案第59号についてご意見ご質問等ございませんか。

議長 この申請は、空き家があるという情報を載せるための手続きの一環なの

か。

樫尾係長

この申請については、空き家と農地があるという情報を載せるための手続きの内です。その空き家所有者が農地を所有しており、その農地も一緒に売買又は貸借等を行いたいと希望があった場合のみ、農業委員会へ農地指定申請を出して頂くこととなります。現地確認や総会による承認が済んで農地指定がされると、空き家を購入・賃貸借等する際に、本来、農地の下限面積が10㎡となっていて取得等ができないですが、農地指定が成されていると1㎡以上で取得等ができることとなります。

議長

他に質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長

無いようですので、議案第59号仙北市空き家に付属した農地の農地指定申請については、空き家に付属した農地として指定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長

異議無しと認めます。議案第59号仙北市空き家に付属した農地の農地指定申請については、空き家に付属した農地として指定することとします。

(9時41分)

議長

予定されていた議案が終了しました。各推薦委員からの報告がありましたらお願いします。議会からの報告はありませんか。

5番平岡

(議会運営委員会・議会開催日程について)

議長

共済からの報告はありませんか。

10番佐藤

(夏の水害による被害状況について)

議長

土地改良区から報告はありませんか。

16番大石

土地改良区からは特にありません。

議長 次に、協議・連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。

浅利局長 連絡事項の今後の日程を説明致します。

1 1月13日（月）都市農業委員会会長会先進地視察研修（宮城県）

1 1月14日（火）登米市農産物直売所視察

1 1月24日（金）農用地利用調整会義（西木総合開発センター「集会室」9時～）

秋田県農業会議常設審議会（秋田市）

1 1月29日（水）農業者年金加入推進セミナー（東京都）

秋田県選出国會議員要請集会

1 1月30日（木）全国農業委員会会長代表者集会（東京都）

1 2月 8日（金）第13回農業委員会総会（クリオン 16時～）

議長

署名員 13番

署名員 14番

樫尾係長 << 建議を行う平成30年度仙北市農業施策（案）について >>

議長 暫時休憩します。（9時48分）

議長 休憩以前に遡り、議事を再開します。（9時59分）

議長 協議・連絡事項やその他について、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

（閉会）

議長 以上をもちまして平成29年12回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。（10時4分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成29年 月 日